

令和3年度 豊田市水防計画

新旧対照表

頁	現行（令和3年1月修正）								改正案								改正理由				
	第5章 重要水防箇所等								第5章 重要水防箇所等												
	第1節 重要水防箇所								第1節 重要水防箇所												
19	2 河川 (1)国土交通省管理区間								2 河川 (1)国土交通省管理区間								重要水防箇所表の更新				
	番号	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	重要度	摘要(水防工法)	番号	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)		重要度	摘要(水防工法)		
	1	矢作川	越水	左	33.8K～ 34.4K	豊田市渡合町～ 豊田市室町	590	A	暫定堤防 (積土のう工)	1	矢作川	堤防断面	左	34.0K～ 34.4K	豊田市渡合町～ 豊田市室町	370		A	断面不足 天端不足 (築き直し工)		
	2	矢作川	越水	左	34.8K-100～ 34.8K+100	豊田市室町	200	A	河積不足 (積土のう工)	2	矢作川	堤防高	左	33.8K～ 34.4K	豊田市渡合町～ 豊田市室町	580		A	暫定堤防 (積土のう工)		
	3	矢作川	越水	左	35.2K-100～ 36.8K+100	豊田市室町～ 豊田市宮前町	1,800	A	暫定堤防 (積土のう工)	3	矢作川	堤防高	左	34.8K～ 35.2K	豊田市室町	400		A	河積不足 (積土のう工)		
	4	矢作川	越水	左	37.8K～ 39.2K+100	豊田市野見山町～ 豊田市川田町	1,450	A	河積不足 (積土のう工)	4	矢作川	堤防高	左	35.6K～ 37.0K	豊田市室町～ 豊田市宮前町	1370		A	暫定堤防 (積土のう工)		
	5	矢作川	越水	左	37.2K～ 37.4K	豊田市野見山町～ 豊田市野見町	250	A	河積不足 (積土のう工)	5	矢作川	堤防高	左	37.2K～ 41.6K	豊田市野見山町～ 豊田市川田町	4,350		A	河積不足 (積土のう工)		
	6	矢作川	越水	左	37.8K～ 39.2K+100	豊田市野見町～ 豊田市森町	1,450	A	河積不足 (積土のう工)	6	矢作川	堤防断面	右	31.8K～ 32.0K	豊田市渡刈町	260		A	断面不足 天端不足 (築き直し工)		
	7	矢作川	越水	左	39.6K-100～ 39.6K+100	豊田市千石町	200	A	河積不足 (積土のう工)	7	矢作川	堤防高	右	35.0K～ 35.4K	豊田市水源町～ 豊田市平和町	330		A	河積不足 (積土のう工)		
	8	矢作川	越水	左	40.0K～ 41.4K	豊田市千石町～ 豊田市川田町	1,290	A	河積不足 (積土のう工)	8	矢作川	堤防高	右	35.6K～ 37.0K	豊田市平和町～ 豊田市秋葉町	1420		A	河積不足 (積土のう工)		
	9	矢作川	越水	右	34.4K-100～ 34.4K+100	豊田市今町	200	A	暫定堤防 (積土のう工)	9	矢作川	堤防高	右	37.2K～ 41.8K	豊田市秋葉町～ 豊田市落合町	4,830		A	河積不足 (積土のう工)		
	10	矢作川	越水	右	34.8K～ 35.4K	豊田市水源町～ 豊田市平和町	550	A	河川不足 (積土のう工)												
	11	矢作川	越水	右	35.6K～ 37.0K	豊田市平和町～ 豊田市秋葉町	1,400	A	河積不足 (積土のう工)												
	12	矢作川	越水	右	37.2K～ 39.2K	豊田市秋葉町～ 豊田市砂町	2,090	A	河積不足 (積土のう工)												
	13	矢作川	基礎地盤漏水	右	39.4K-100～ 39.4K+100	豊田市白浜町	200	A	H12 被災履歴有の暫定施工 パイピング破壊に対する安全性												

14	矢作川	越水	右	39.6K-100~ 39.6K+100	豊田市白浜町	200	A	河積不足 (積土のう工)
15	矢作川	越水	右	40.0K~ 41.2m	豊田市中島町~ 豊田市川端町	1,140	A	暫定堤防 (積土のう工)
16	矢作川	越水	右	41.6K-100~ 41.6K+100	豊田市落合町	200	A	河積不足 (積土のう工)
17	矢作川	越水	左	33.6K~ 33.8K	豊田市渡合町	210	B	暫定堤防 (積土のう工)
18	矢作川	越水	左	35.0K-100~ 35.0K+100	豊田市室町	200	B	河積不足 (積土のう工)
19	矢作川	越水	左	37.0K-100~ 37.0K 100m	豊田市宮前町	200	B	河積不足 (積土のう工)
20	矢作川	漏水	右	37.4K -100~ 37.4K +100	豊田市野見町	200	B	堤防脆弱性
21	矢作川	基盤 地盤 漏水	左	37.4K~ 37.6K	豊田市野見町	190	B	パイピング破壊に対す る安全性
22	矢作川	堤防 漏水	左	38.4K~ 38.8K	豊田市野見町~ 豊田市御立町	410	B	H12 被災履歴有の暫定 施工
23	矢作川	基盤 地盤 漏水	左	38.4K~ 39.0K	豊田市野見町~ 豊田市御立町	590	B	パイピング破壊に対す る安全性
24	矢作川	越水	左	39.4K-100~ 39.4K+100	豊田市森町	200	B	河積不足 (積土のう工)
25	矢作川	越水	左	39.8K-100~ 39.8K+100	豊田市千石町	200	B	河積不足 (積土のう工)
26	矢作川	堤体 漏水	左	40.6K-100~ 40.6K+100	豊田市寺部町	200	B	堤防脆弱性
27	矢作川	基盤 地盤 漏水	左	40.6K~ 40.8K	豊田市寺部町	200	B	パイピング破壊に対す る安全性
28	矢作川	越水	左	41.6K-100~ 41.6K+100	豊田市川田町	200	B	河積不足 (積土のう工)
29	矢作川	越水	右	27.8K~ 28.2K	豊田市畝部東町	370	B	暫定堤防 (積土のう工)
30	矢作川	堤体 漏水	右	27.2K~31.8K	豊田市畝部東町~ 豊田市渡刈町	4,520	B	堤防脆弱性、すべり破 壊に対する安全性 (築き直し工)
31	矢作川	越水	右	28.6K~ 29.2K	豊田市畝部東町	470	B	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)

10	矢作川	漏水	右	38.0K+50m~ 38.2K	豊田市竜宮町	180	A	旧川・破堤跡 以外の履歴有 の未施工
11	矢作川	堤防 高	左	33.6K~ 33.8K	豊田市渡合町	220	B	暫定堤防 (積土のう 工)
12	矢作川	堤防 断面	左	40.4K~ 40.8K	豊田市千石町~ 豊田市寺部町	400	B	断面不足 天端不足 (築き回し 工)
13	矢作川	堤防 断面	左	41.0K~ 41.2K	豊田市川田町	140	B	断面不足 天端不足 (築き回し 工)
14	矢作川	堤防 高	右	27.8K~ 28.4K	豊田市畝部東町	540	B	暫定堤防 (積土のう 工)
15	矢作川	堤防 断面	右	28.8K~ 29.4K	豊田市畝部東町	480	B	断面不足 (築き回し 工)
16	矢作川	堤防 断面	右	30.2K~ 30.4K+72m	豊田市畝部東町	260	B	断面不足 (築き回し 工)
17	矢作川	水衝 洗掘	右	30.4K+130m~ 30.6K+50m	豊田市畝部東町	120	B	洗掘の未施工 (捨て石工)
18	矢作川	漏水	右	30.8K+180m~ 31.0K +20m	豊田市配津町	40	B	旧川・破堤跡 履歴有の暫定 施工 (月の輸工)
19	矢作川	堤防 高	右	31.2K~ 31.8K	豊田市幸町~ 豊田市渡刈町	800	B	暫定堤防 (築き回し 工)
20	矢作川	漏水	右	31.2K+100m~ 31.4K-110m	豊田市幸町	30	B	旧川・破堤跡 履歴有の暫定 施工 (月の輸工)
21	矢作川	漏水	右	31.4K +10m~ 31.4K +60m	豊田市幸町	50	B	旧川・破堤跡 履歴有の暫定 施工 (月の輸工)

32	矢作川	越水	右	27.8K~ 28.2K	豊田市畝部東町	370	B	暫定堤防 (積土のう工)
33	矢作川	堤体 漏水	右	27.2K~31.8K	豊田市畝部東町~ 豊田市渡刈町	4,520	B	堤防脆弱性、すべり破 壊に対する安全性 (築き直し工)
34	矢作川	越水	右	28.6K~29.2K	豊田市畝部東町	470	B	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
35	矢作川	基盤 地盤 漏水	右	28.8K-100~ 28.8K+100	豊田市畝部東町	200	B	S34 被災履歴有の暫定 施工
36	矢作川	越水	右	30.2K~30.6K	豊田市畝部東町	390	B	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
37	矢作川	水衝 洗掘	右	30.4K+130~ 30.6K+50	豊田市畝部東町	110	B	洗掘の未施工 (捨て石工)
38	矢作川	基盤 地盤 漏水	右	30.6K-100~ 30.6K+100	豊田市畝部東町	200	B	S34 被災履歴有の暫定 施工
39	矢作川	基盤 地盤 漏水	右	30.8K+180~ 31.0K+20	豊田市配津町	40	B	S34 被災履歴有の暫定 施工 (月の輪工)
40	矢作川	越水	右	31.2K~31.8K	豊田市幸町~ 豊田市渡刈町	750	B	暫定堤防 (築き直し工)
41	矢作川	基礎 地盤 漏水	右	31.2K+100~ 31.4K-110	豊田市幸町	300	B	S34 被災履歴有の暫定 施工(月の輪工)
42	矢作川	基礎 地盤 漏水	右	31.4K+10~ 31.4K+60	豊田市幸町	50	B	旧川・破堤跡履歴有の 暫定施工(月の輪工)
43	矢作川	越水	右	31.8K~32.4K	豊田市渡刈町	640	B	暫定堤防 (築き直し工)
44	矢作川	堤体 漏水	右	32.2K-100~ 32.2K+100	豊田市渡刈町	200	B	堤防脆弱性 (築き直し工)
45	矢作川	堤体 漏水	右	33.6K-100~ 33.6K+100	豊田市河合町	200	B	堤防脆弱性 (築き直し工)
46	矢作川	堤体 漏水	右	34.0K-100~ 34.0K+100	豊田市今町	310	B	堤防脆弱性 (築き直し工)
47	矢作川	越水	右	34.0K~34.2K+ 100	豊田市水源町	200	B	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)

22	矢作川	堤防 高	右	31.8K~ 32.0K	豊田市幸町~ 豊田市渡刈町	260	B	暫定堤防 (築き直し 工)
23	矢作川	堤防 断面	右	27.8K~ 28.4K	豊田市畝部東町	540	B	断面不足 (築き直し 工)
24	矢作川	堤防 断面	右	29.8K~ 30.0K	豊田市畝部東町	240	B	断面不足 (築き直し 工)
25	矢作川	堤防 断面	右	32.2K~ 32.4K	豊田市渡刈町	180	B	断面不足 天端不足 (築き直し 工)
26	矢作川	堤防 断面	右	33.0K~ 33.6K	豊田市渡刈町~ 豊田市河合町	600	B	断面不足 天端不足 (築き直し 工)
27	矢作川	堤防 断面	右	34.0K~ 34.6K	豊田市今町~ 豊田市水源町	620	B	断面不足 (築き直し 工)
28	矢作川	堤防 高	右	34.0K~ 34.6K	豊田市今町~ 豊田市水源町	620	B	暫定堤防 流下能力不足 (積土のう 工)
29	矢作川	堤防 断面	右	35.0K~ 35.4K	豊田市水源町~ 豊田市平和町	330	B	断面不足 天端不足 (築き直し 工)
30	矢作川	堤防 断面	右	41.4K~ 41.6K	豊田市落合町	250	B	断面不足 (築き直し 工)
31	矢作川	工作 物	右	38.4K+60m	豊田市長興寺	1箇所	A	浸透路長B (中部ポンプ 場吐出び管)
32	矢作川	工作 物	左右	40.4K+60m	豊田市千石町	1箇所	A	桁下不足 架け替え予定 (高橋)
33	矢作川	新川	左	38.2K+20m	豊田市野見町	10	要	堤防開口 部
34	矢作川	工作 物	左右	35.2K+206m	豊田市室町	1箇所	A	河道の流下能 力不足(山室 橋)

48	矢作川	基礎地盤漏水	右	38.0K+50～ 38.8K+100	豊田市竜宮町～ 豊田市長興寺	860	B	S34 被災履歴有の暫定施工
49	矢作川	堤体漏水	右	38.6K～41.4K	豊田市長興寺～ 豊田市落合町	3,040	B	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性(築き直し工)
50	矢作川	越水	右	39.4K-100～ 39.4K+100	豊田市白浜町	200	B	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
51	矢作川	基礎地盤漏水	右	39.6K ～41.4K	豊田市白浜町～ 豊田市落合町	1,720	B	パイピング破壊に対する安全性
52	矢作川	越水	右	39.8K-100 ～ 39.8K+100	豊田市白浜町	200	B	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
53	矢作川	越水	右	41.4K-100～ 41.4K+100	豊田市落合町	200	B	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
54	矢作川	工作物	左	35.2K+265	豊田市室町		A	河道の流下能力不足による(山室橋)
55	矢作川	工作物	左右	37.2K+71	豊田市野見山町		A	河道の流下能力不足による(鶴の首橋)
56	矢作川	工作物	左	37.4K+191	豊田市野見町		A	河道の流下能力不足による(竜宮橋)
57	矢作川	工作物	右	38.4K+60	豊田市長興寺		A	浸透路長B (中部ポンプ場吐出び管)
58	矢作川	工作物	左右	39.4K+15	豊田市森町		A	河道の流下能力不足による(久澄橋)
59	矢作川	工作物	左右	39.8K+15	豊田市千石町		A	河道の流下能力不足による豊田大橋
60	矢作川	工作物	左右	40.4K+60	豊田市千石町		A	桁下不足 架替(1期線竣工 2期線未舗装)高橋
61	矢作川	工作物	左右	34.6K+31	豊田市室町		B	河道の流下能力不足による(水源橋)
62	矢作川	工作物	右	31.6K+70	豊田幸町		B	葵大橋
63	矢作川	工作物	右	37.4K+191	豊田市秋葉町		B	河道の流下能力不足による(竜宮橋)

35	矢作川	工作物	左右	37.2K+71m	豊田市野見山町	1箇所	A	河道の流下能力不足(鶴の首橋)
36	矢作川	工作物	左右	37.4K+185m	豊田市野見町	1箇所	A	河道の流下能力不足(竜宮橋)
37	矢作川	工作物	左右	39.4K+35m	豊田市森町	1箇所	A	河道の流下能力不足(久澄橋)
38	矢作川	工作物	左右	39.8K+42m	豊田市千石町	1箇所	A	河道の流下能力不足(豊田大橋)
39	矢作川	工作物	左右	34.60K+31m	豊田市室町	1箇所	B	河道の流下能力不足(水源橋)

24 (2)愛知県管理区間

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由
1	矢作川	矢作川	41.7K~44.4K	左	豊田市川田町~扶桑町	2,700	A	堤防高不足
2	矢作川	矢作川	41.7K~44.4K	右	豊田市荒井町~平戸橋町	2,700	A	堤防高不足
3	矢作川	矢作川	70.6K+100m~71.2K+100m	右	豊田市下切町 (日の出橋下流 60mから上流へ)	600	C	堤防高不足
4	矢作川	籠川	0.0K~ 0.5K	右	豊田市荒井町 (矢作川合流点から名鉄三河線鉄道橋まで)	500	C	堤防高不足
5	矢作川	巴川	3.1K+50m~3.4K+50m	右	豊田市岩倉町山ノ内 (神明橋上流 150mから上流へ)	300	C	堤防高不足
6	矢作川	巴川	5.0K+70m~5.2K+70m	右	豊田市岩倉町平子 (港橋下流 100mから下流へ)	200	C	堤防高不足
7	矢作川	家下川	4.4K~ 4.5K	左右	豊田市鷺鴨町葭池 (明治用水下)	1箇所	A	疎通能力不足
8	矢作川	加茂川	1.2K+20m	右	豊田市広川町6丁目	1箇所	B	漏水実績
9	矢作川	阿摺川	0.1K~ 0.7K	左	豊田市月原町 (矢作川合流点から 100m上流)	600	B	堤防高不足
10	矢作川	阿摺川	0.1K~ 0.7K	右	豊田市月原町 (矢作川合流点から 100m上流)	600	B	堤防高不足
11	矢作川	安永川	0.7K~ 2.4K	左	豊田市平和町~秋葉町	1,730	A	水衝部護岸老朽
12	矢作川	安永川	0.7K~ 2.4K	右	豊田市平和町~秋葉町	1,730	A	水衝部護岸老朽
13	猿渡川	猿渡川	16.0K+50m~16.1K	右	豊田市大成町 (けやき橋下流 400m)	50	B	漏水 実績
14	境川	逢妻女川	5.6K~ 6.2K	左	豊田市堤町蔵下~堤町下町 (伊勢堤橋から下流)	600	B	堤防高不足
		計	14箇所			12,310		

(2)愛知県管理区間

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由
1	矢作川	矢作川	41.7K~44.4K	左	豊田市川田町~扶桑町	2,700	A	堤防高不足
2	矢作川	矢作川	41.7K~44.4K	右	豊田市荒井町~平戸橋町	2,700	A	堤防高不足
3	矢作川	矢作川	70.6K+100m~71.2K+100m	右	豊田市下切町 (日の出橋上流 60mから上流へ)	600	C	堤防高不足
4	矢作川	籠川	0.0K~ 0.5K	右	豊田市荒井町 (矢作川合流点から名鉄三河線鉄道橋まで)	500	C	堤防高不足
5	矢作川	巴川	3.1K+50m~3.4K+50m	右	豊田市岩倉町山ノ内 (神明橋上流 150mから上流へ)	300	C	堤防高不足
6	矢作川	巴川	5.0K+70m~5.2K+70m	右	豊田市岩倉町平子 (港橋下流 100mから下流へ)	200	C	堤防高不足
7	矢作川	家下川	4.4K~ 4.5K	左右	豊田市鷺鴨町葭池 (明治用水下)	1箇所	A	疎通能力不足
8	矢作川	加茂川	1.2K+20m	右	豊田市広川町6丁目	1箇所	B	漏水実績
9	矢作川	阿摺川	0.1K~ 0.7K	左	豊田市月原町 (矢作川合流点から 100m上流)	600	B	堤防高不足
10	矢作川	阿摺川	0.1K~ 0.7K	右	豊田市月原町 (矢作川合流点から 100m上流)	600	B	堤防高不足
11	矢作川	安永川	0.7K~ 2.4K	左	豊田市平和町~秋葉町	1,730	A	水衝部護岸老朽
12	矢作川	安永川	0.7K~ 2.4K	右	豊田市平和町~秋葉町	1,730	A	水衝部護岸老朽
13	猿渡川	猿渡川	16.0K+50m~16.1K	右	豊田市大成町 (けやき橋下流 400m)	50	B	漏水 実績
14	境川	逢妻女川	5.6K~ 6.2K	左	豊田市堤町蔵下~堤町下町 (伊勢堤橋から下流)	600	B	堤防高不足
		計	14箇所			12,310		

25 (3) 豊田市管理区間

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由
1	矢作川	折平川		左右	豊田市折平町 (県道大平折平線交点から上流400m下流30m)	430	B	堤防高不足
2	矢作川	摺小川		右	豊田市摺町 (弥生橋上流200mから)	200	B	堤防強度不足
3	矢作川	則定川	0.0K~ 0.2K+50m	左右	豊田市則定町 (巴川合流点から上流)	250	B	堤防高不足

(3) 豊田市管理区間

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由
1	矢作川	折平川		左	豊田市折平町 (県道大平折平線交点から上流400m下流30m)	430	B	堤防高不足
2	矢作川	折平川		右	豊田市折平町 (県道大平折平線交点から上流400m下流30m)	430	B	堤防高不足
3	矢作川	摺小川		右	豊田市摺町 (弥生橋上流200mから上流)	200	B	堤防強度不足
4	矢作川	則定川	0.0K~ 0.2K+50m	左	豊田市則定町 (巴川合流点から上流)	250	B	堤防高不足
5	矢作川	則定川	0.0K~ 0.2K+50m	右	豊田市則定町 (巴川合流点から上流)	250	B	堤防高不足

第6章 水防に関連する予報・警報

第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

- 29 **1 気象及び洪水についての予報・警報等(名古屋地方気象台発表)**
(略)
(1) 大雨注意報
大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。
(追加)
(2) 洪水注意報
河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。(追加)
(3) 大雨警報

第6章 水防に関連する予報・警報

第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

- 1 気象及び洪水についての予報・警報等(名古屋地方気象台発表)**
(略)
(1) 大雨注意報
大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
(2) 洪水注意報
河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
(3) 大雨警報

表
記
の
整
理

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。（追加）

（４）洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。（追加）

（５）大雨特別警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。（追加）

（６）気象情報

ア 「全般気象情報（追加）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

イ 「記録的短時間大雨情報」（追加）

愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種とし

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

（４）洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

（５）大雨特別警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

（６）気象情報

ア 「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

イ 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）

愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気

て発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険度分布で確認することができる。発表基準は、1 時間雨量 100mm である。

ウ 「土砂災害警戒情報」(追加)

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分かどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

（注）豊田市については豊田市西部と豊田市東部に分割（愛知県の二次細分区域）。

エ 「竜巻注意情報」(追加)

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。

この情報の有効期間は、発表から約 1 時間である。

象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険度分布で確認する必要がある。発表基準は、1 時間雨量 100mm である。

ウ 「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。なお、危険度が高まっている詳細な領域について大雨警報（土砂災害）の危険度分布で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

エ 「竜巻注意情報」（気象庁発表）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知

オ 「天候情報」

気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表される。

(10)(追加)

県東部を発表区域として発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね 1 時間である。

オ 「早期注意情報（警報級の可能性）」

5 日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨に関して、5 日先までの期間に [高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

(10) 大雨警報・洪水警報の危険度分布

<u>種 類</u>	<u>概要</u>
<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u>	<u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域（メッシュ）ごとに 5 段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の 2 時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</u> <u>・「非常に危険」（うす紫）、</u> <u>「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相</u>

	<p>当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で 1km 四方の領域（メッシュ）ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
<u>洪水警報の危険度分布</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりを、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、ど</p>

ここで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

大雨の特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標(追加)を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。」

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

・雨を要因とする特別警報（警戒レベル5 相当）の指標

(追加)

①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報（追加）を発表する。

大雨の特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標（発表条件）を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

・大雨特別警報（警戒レベル5 相当）の指標

確率値を用いた場合（浸水害）

①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）^{※1}を発表する。

①	48 時間降水量及び土壌雨量指数※1 において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に 50 格子以上まとまって出現
②	3 時間降水量及び土壌雨量指数※1 において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に 10 格子以上まとまって出現（ただし、3 時間降水量が 150mm※2 を超える格子のみをカウント対象とする）

土壌雨量指数※1：降った雨が地下の土壌中にどれだけ貯まっているかを数値化した値。

3 時間降水量 150mm ※2：1 時間 50mm の雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が 3 時間続くことに相当。

(追加)

・台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する（ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする）

①	48 時間降水量及び土壌雨量指数※2 において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に 50 格子以上まとまって出現
②	3 時間降水量及び土壌雨量指数※2 において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に 10 格子以上まとまって出現（ただし、3 時間降水量が 150mm※3 以上となった格子のみをカウント対象とする）

指数を用いた場合（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数※2 の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる 1 km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※4 がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

※1 当該地域の中で、大雨警報(浸水害)の危険度分布又は、洪水警報の危険度分布において最大危険度が出現している市町村等には大雨特別警報(浸水害)を発表。

※2 土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※3 3 時間降水量 150mm：1 時間 50mm の雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が 3 時間続くことに相当。

※4 1 時間に概ね 30 ミリ以上の雨。

(削除)

別表1 大雨警報基準

二次細分区域	雨量基準	土壌雨量指数基準
豊田市西部	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=80	88
豊田市東部	R1=90	132

別表2 洪水警報基準

二次細分区域	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
豊田市西部	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=80	猿渡川流域=21, 逢妻女川流域=23	平坦地：R1=30 かつ 矢作川流域=29
豊田市東部	R1=90	矢作川流域=45, 郡界川流域=9, 巴川流域=37, 名倉川流域=23	—

別表1 大雨警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河北西部	豊田市西部（※1）	19	88
西三河北東部	豊田市東部（※2）	18	132

（※1）豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

（※2）豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

別表2 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準（※1）	指定河川洪水予報による基準
西三河北西部	豊田市西部（※2）	家下川流域=9, 巴川流域=40.7, 安永川流域=7.3, 加納川流域=7.2, 猿渡川流域=9.5, 逢妻男川流域=12.2, 逢妻女川流域=17.6	家下川流域=(10,8.1), 巴川流域=(10,36.6), 安永川流域=(10,6.5), 加納川流域=(10,6.4), 逢妻男川流域=(10,10.9), 逢妻女川流域=(10,15.8), 矢作川流域=(10,58.5)	矢作川 [高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川 [一ツ木逢妻川]
西三河北東部	豊田市東部（※3）	矢作川流域=58.1, 名倉川流域=20.4, 巴川流域=36.2, 阿摺川流域=15.8, 大桑川流域=12.2	矢作川流域=(11,52.2), 巴川流域=(13,30.9), 阿摺川流域=(11,14.2), 大桑川流域=(11,10.9)	—

（※1）複合基準は、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す

（※2）豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

（※3）豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

別表3 大雨注意報基準

二次細分区域	雨量基準	土壌雨量指数基準
豊田市西部	平坦地：R1=30	62
	平坦地以外：R1=50	
豊田市東部	R1=60	93

別表4 洪水注意報基準

二次細分区域	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
豊田市西部 (豊田市東部の区域を除く)	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=50	猿渡川流域=17, 逢妻女川流域=18	平坦地：R1=20 かつ 矢作川流域=29
豊田市東部 (旭・足助・下山・稲武支所管内に限る)	R1=60	矢作川流域=32, 郡界川流域=7, 巴川流域=30, 名倉川流域=18	—

別表3 大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河北西部	豊田市西部(※1)	13	62
西三河北東部	豊田市東部(※2)	14	93

(※1) 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

(※2) 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

別表4 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準(※1)	指定河川洪水予報による基準
西三河北西部	豊田市西部(※2)	家下川流域=7.2, 巴川流域=32.5, 安永川流域=5.8, 加納川流域=5.7, 猿渡川流域=7.6, 逢妻男川流域=9.7, 逢妻女川流域=14	家下川流域=(6,7.2), 巴川流域=(10,26), 安永川流域=(6,5.8), 加納川流域=(10,5.7), 猿渡川流域=(6,7.6), 逢妻男川流域=(6,9.7), 逢妻女川流域=(6,14), 矢作川流域=(10,41.6)	矢作川 [高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川 [一ツ木逢妻川]
西三河北東部		豊田市東部(※3)	矢作川流域=58.1, 名倉川流域=20.4, 巴川流域=36.2, 阿摺川流域=15.8, 大桑川流域=12.2	矢作川流域=(11,37.1), 名倉川流域=(11,13), 巴川流域=(13,26.5), 阿摺川流域=(11,10.1), 大桑川流域=(11,9.7)

(※1) 複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す

(※2) 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

(※3) 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

別表1～別表4 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

(1) 大雨及び洪水の欄中、R1 は1時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。

(2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する。

(3) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。別表1及び3において、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。

(4) 別表2及び4において、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

また、「,」は2つの基準を示す。例えば「猿渡川流域=21, 逢妻女川流域=23」であれば、「猿渡川流域の流域雨量指数21以上あるいは逢妻女川流域の流域雨量指数23以上」を意味する。

<参考>

1 平坦地、平坦地以外

平坦地は概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域をさす。また、平坦地以外は前記以外の地域をさす。

2 土壌雨量指数

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

3 流域雨量指数

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

別表1～別表4 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

(1) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準^{※1}は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準^{※2}は1km四方毎に設定している。別表1及び3において、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準の最低値を示す。

(3) 別表2及び4において、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数^{※3}30以上」を意味する。

(4) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域すべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。

(5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示す。

(6) 別表2及び4の「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

<参考>

(※1) 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す。

(※2) 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。

(※3) 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を流れて時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す。

す指数。

第8章 洪水予報

第4節 洪水予報の種類等と発表基準

39

(追加)

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当情報 （洪水）】	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報 （洪水）】	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報 （洪水）】	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報 （洪水）】	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ (追加) 、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（木曽川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び日光川、境川・逢妻川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

第8章 洪水予報

第1節 洪水予報の種類等と発表基準

1 木曽川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当情報 （洪水）】	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報 （洪水）】	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報 （洪水）】	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報 （洪水）】	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報 、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（木曽川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

洪水予報等の運用の見直しに伴う変更

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、
双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

(追加)

(追加)

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

注3：国土交通大臣が指定した河川における臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報又は氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

2 新川、天白川、日光川、境川及び逢妻川

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当情報（洪水）】	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報（洪水）】	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報（洪水）】	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報（洪水）】	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）

「洪水注意報 解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾 濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき
---------------	------------	--

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（日光川及び境川・逢妻川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

第9章 水位情報の周知

第1節 意義

43 国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水時特別警戒水位等を定め、当該河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法13条第1項・第2項・第3項）

洪水特別警戒水位は市が行う**避難勧告**等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

第9章 水位情報の周知

第1節 意義

国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水時特別警戒水位等を定め、当該河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法13条第1項・第2項・第3項）

洪水特別警戒水位は市が行う**避難指示**等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

災害
対策
基本
法の
改正
に伴
う変
更

第3節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

第3節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

43

河川名	観測所名	基準水位 (m)					堤防高	豊田加茂建設事務所長
		水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)【警戒レベル2相当情報(洪水)】	出動	避難判断(特別警戒)【警戒レベル3相当情報(洪水)】	氾濫危険(危険)【警戒レベル4相当情報(洪水)】		
籠川	京町(右岸 0.55km 付近)	(1.65)	(2.10)	(2.45)	2.65	2.95	堤防高	豊田加茂建設事務所長
逢妻女川	千足(左岸 10.12km 付近)	<u>(1.45)</u>	<u>(1.80)</u>	<u>(1.90)</u>	<u>1.90</u>	<u>2.20</u>		

河川名	観測所名	基準水位 (m)					堤防高	豊田加茂建設事務所長
		水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)【警戒レベル2相当情報(洪水)】	出動	避難判断(特別警戒)【警戒レベル3相当情報(洪水)】	氾濫危険(危険)【警戒レベル4相当情報(洪水)】		
籠川	京町(右岸 0.55km 付近)	(1.65)	(2.10)	(2.45)	2.65	2.95	堤防高	豊田加茂建設事務所長
逢妻女川	千足(左岸 10.12km 付近)	<u>(1.55)</u>	<u>(1.85)</u>	<u>(2.10)</u>	<u>2.20</u>	<u>2.50</u>		

第10章 水防活動

第10章 水防活動

第1節 気象の観測

第1節 気象の観測

46

(3) 愛知県水防テレメーター水位観測局

(3) 愛知県水防テレメーター水位観測局

河川名	観測所名	単位	河床高	0点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高
逢妻女川	千足	河床 m	-0.18 TP26.15m	26.33	<u>1.45</u> TP27.78m	<u>1.80</u> TP28.13m	<u>1.90</u> TP28.23m	<u>1.90</u> TP28.23m	<u>2.20</u> TP28.53m	3.30 TP29.04m
籠川	京町	河床 m	-0.40 TP36.55m	36.95	1.65 TP38.60m	2.10 TP39.05m	2.45 TP39.40m	2.65 TP39.60m	2.95 TP39.90m	6.00 TP42.95m
逢妻男川	若林	河床 m	-0.70 TP 9.60m	10.30	1.60 TP11.90m	2.40 TP12.70m	3.00 TP13.30m	-	3.90 TP14.20m	4.50 TP14.80m

河川名	観測所名	単位	河床高	0点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高
逢妻女川	千足	河床 m	-0.18 TP26.15m	26.33	<u>1.55</u> TP27.88m	<u>1.85</u> TP28.18m	<u>2.10</u> TP28.43m	<u>2.20</u> TP28.53m	<u>2.50</u> TP28.83m	3.30 TP29.04m
籠川	京町	河床 m	-0.40 TP36.55m	36.95	1.65 TP38.60m	2.10 TP39.05m	2.45 TP39.40m	2.65 TP39.60m	2.95 TP39.90m	6.00 TP42.95m
逢妻男川	若林	河床 m	-0.70 TP 9.60m	10.30	1.60 TP11.90m	2.40 TP12.70m	3.00 TP13.30m	-	3.90 TP14.20m	4.50 TP14.80m

(4) 危機管理型水位計

ア 概要

洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。

水位情報は、一般財団法人河川情報センター[ホームページ](#)「川の水位情報」

(<https://k.river.go.jp/>) に掲載する。

〔水位計 104基〕 (令和 2年4月1日現在)

イ 水位計一覧

	豊田加茂	矢作川	矢作川	(追加)	豊田市	
<u>82</u>						新富国橋
						(追加)
						(追加)
						(追加)
						(追加)
						(追加)
						(追加)
						(追加)
						(追加)
						(追加)
<u>83</u>						籠川
<u>84</u>			境川	逢妻男川		駅前橋
<u>85</u>		逢妻女川		新田橋		
<u>86</u>				千足橋		
			(追加)			

(4) 危機管理型水位計

ア 概要

洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。

水位情報は、一般財団法人河川情報センターウェブサイト「川の水位情報」

(<https://k.river.go.jp/>) に掲載する。

〔水位計 173基〕 (令和 3年4月1日現在)

イ 水位計一覧

<u>126</u>	豊田加茂	矢作川	矢作川	平戸橋	豊田市		
<u>127</u>						新富国橋	
<u>128</u>						家下川	家下1号橋
<u>129</u>						足助川	足助新橋
<u>130</u>						安永川	吉森橋
<u>131</u>						加茂川	京ヶ峰橋
<u>132</u>						市木川	市木川大橋
<u>133</u>						伊保川	新篠原橋
<u>134</u>						飯野川	飯野新橋
<u>135</u>						巴川	滝穂橋
<u>136</u>						田代川	諸屋橋
<u>137</u>						黒野川	武節町橋
<u>138</u>				籠川		東梅坪橋	
<u>139</u>		境川	逢妻男川	駅前橋			
<u>140</u>			逢妻女川	新田橋			
<u>141</u>				千足橋			
<u>142</u>			(追加)	豊越橋			

	<p>第5節 避難</p> <p>49 1 <u>避難の指示・勧告</u> 水防管理者は、その管轄区域内において、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められる時は、必要と認める区域の居住者に対し避難のため立退きを<u>指示又は勧告（以下「避難勧告等」という。）</u>する。この場合、<u>県豊田警察署長・足助警察署長</u>にその旨を通知するものとする。</p> <p>2 <u>避難勧告等の方法</u> 水防管理者が<u>避難勧告等</u>を行うときは、次の方法により周知を徹底し実効性を有すものとする。</p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）</u>である旨、避難先、避難経路及び避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。</p>	<p>第5節 避難</p> <p>1 <u>避難の指示</u> 水防管理者は、その管轄区域内において、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められる時は、必要と認める区域の居住者に対し避難のため立退きを<u>指示（以下「避難指示等」という。）</u>する。この場合、<u>県豊田警察署長・足助警察署長</u>にその旨を通知するものとする。</p> <p>2 <u>避難指示等の方法</u> 水防管理者が<u>避難指示等</u>を行うときは、次の方法により周知を徹底し実効性を有すものとする。</p> <p>(1) <u>高齢者等避難、避難指示</u>である旨、避難先、避難経路及び避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。</p>	災害 対策 基本 法の 改正 に伴 う変 更
	<p>第7節 決壊等の通報並びに決壊後の処置</p>	<p>第7節 決壊等の通報並びに決壊後の処置</p>	
<p>52</p>	<p>2 決壊後の処置（法第26条、法第19条） (1) 水防管理者、消防機関の長及び消防団長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>避難勧告等</u></p>	<p>2 決壊後の処置（法第26条、法第19条） (1) 水防管理者、消防機関の長及び消防団長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>避難指示等</u></p>	災害 対策 基本 法の 改正 に伴 う変 更
	<p>第10節 水防報告と水防記録</p> <p>1 水防報告 (略)</p> <p>(8) <u>避難勧告</u>及び立退きの指示の発令日時、発令区域</p>	<p>第10節 水防報告と水防記録</p> <p>1 水防報告 (略)</p> <p>(8) <u>避難指示</u>及び立退きの指示の発令日時、発令区域</p>	災害 対策 基本 法の 改正 に伴 う変 更

第11章 応援協力	第11章 応援協力	
第3節 応援	第3節 応援	
<p>6 河川管理者からの情報提供（ホットライン）</p> <p>洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫の恐れがあるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。</p>	<p>6 河川管理者からの情報提供（ホットライン）</p> <p>洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う避難指示等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫のおそれがあるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。</p>	災害対策基本法の改正に伴う変更
第12章 水防訓練	第12章 水防訓練	
第1節 水防訓練	第1節 水防訓練	
<p>(略)</p> <p>7 避難（避難勧告等の放送・伝達、居住者の避難）</p>	<p>(略)</p> <p>7 避難（避難指示等の放送・伝達、居住者の避難）</p>	災害対策基本法の改正に伴う変更